

○社会福祉施設における防火安全対策の強化について

(昭和六二年九月一八日)

(社施第一〇七号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会・児童家庭局長連
名通知)

標記については、昭和六二年六月三〇日付社施第八四号をもつて通知したところであるが、今般、「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会」において社会福祉施設(以下「施設」という。)の防火安全対策のあり方について基本的な見直しが行われ、別添のとおり検討結果が報告されたところである。ついではこの報告を踏まえ施設の防火安全対策の強化を図ることとしたので、今後次の事項に留意のうえ貴管下各施設に対し指導願いたい。

また、施設の指導監査等にあつては、防火安全対策について特に重点的に指導を行うよう配慮されたい。

なお、本通知については、消防庁とは予め協議済みであるので念のため申し添える。

一 対象施設について

本通知は、施設の性格上、自力避難が困難な者が多数入所する次の施設(以下「自力避難困難施設」という。)を指導の対象とする。

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、重度身体障害者授産施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、救護施設、重症心身障害児施設、精神薄弱者更生施設(通所施設を除く)、精神薄弱者授産施設(通所施設を除く)、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、乳児院

なお、これらの施設以外の施設についても以下の各指導事項に準じ、施設の実態に応じた防火安全対策を指導すること。

二 火災発生の未然防止について

(一) 寝具類、カーテン等の防炎化の促進

施設においては、壁、天井等の内装やカーテン、じゅうたん等については、既に消防法令で一定の防炎化、難燃化が義務づけられているので、未整備の施設は早急に改善を図るほか、今後は布団、毛布、シーツ等の寝具類についても一定以上の防炎性能を有するものを積極的に使用するよう努めること。

また、寝衣類についても、個人的嗜好等に配慮しつつできるだけ防炎性能を有するものを使用することが望ましいこと。

(二) 暖房機器の改善

放射形又は自然対流形の石油ストーブ等は転倒、可燃物の接触等により出火原因となりやすいので、原則として使用しないこととし、ストーブ類を使用する場合には、強制対流形のストーブ又はこれと同等以上の火災安全性を有する器具を使用するよう努めること。

(三) 出火防止対策の強化

ア 火災発生を未然に防ぐために、各部署について火気取締責任者を定めるとともに、たばこの吸殻等火気の取扱いについては職員及び入所者(通所、利用者も含む。以下同じ)に対して注意を喚起するよう指導すること。特に喫煙については、指定された場所での喫煙を励行すること。

また、夜間においては、可燃物のあるリネン室、倉庫等人気のない密室については施錠すること。

イ 夜間に勤務する者は火気の取扱いの確認や可燃物のあるリネン室等の施錠等を行うため、夜間の巡回を強化することにより火災発生の未然防止に努めること。

三 火災発生時の早期通報・連絡について

(一) 消防機関への早期通報

夜間に火災が発生した場合、当直職員等だけで消火及び入所者全員の避難誘導、搬送を行うことは極めて難しいので、出来る限り早期に消防機関へ連絡し迅速に消火・救助活動が出来るようにすることが重要である。このため、管轄の消防機関と事前に協議したうえで、宿直室等必要な場所に非常通報装置等を設置すべきであること。

(二) 職員動員体制の確保

夜間に火災が発生した場合、幹部職員及び施設の近隣に居住する職員を含めた初動体制が重要であるので、(一)の非常通報装置に幹部職員宅へも通報できるシステムの設置や職員の宿舎を同一敷地又は近隣に設けること等についても配慮すること。

四 初期消火対策について

(一) スプリンクラー設備

スプリンクラー設備は現在、原則として六〇〇〇m²以上の建物に設置することが義務付けられているが、自力避難困難施設については一定の要件を満たす建物を除き、その設置対象を延面積一〇〇〇m²以上のものにまで拡大するよう消防法施行令等の改正が近く行われる予定である。

(二) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備に関しては、施設のスプリンクラー設備の設置拡大に伴って、消防法施行令上設置義務対象に矛盾を生じないように整合性が図られる予定であること。

(三) スプリンクラー設備等の整備に当たつての留意点

スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備に関する消防法施行令等の改正に当たっては、既存の施設に対しては猶予期間を設ける経過措置についての配慮がなされる予定であるが、あわせて水量の低減等弾力的な対応が図られる予定である。

施設においてはこれらの設備について可能な限り早急に設置するよう努めること。

また、設置義務のない自力避難困難施設についても立地条件等施設の状態により自主設置することが望ましいこと。

(四) 消火設備等の維持管理及び可燃物の保管状況の点検の実施

消火設備、警報設備、避難設備等は、出火等災害発生時に遺漏なく機能するよう日頃から維持管理に努めるとともに、可燃物の保管状況の点検等に努めること。

五 夜間防火管理体制の充実について

職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、各施設の実態に応じた体制がとれるよう措置費上所要の予算措置が講じられているところである。

特に夜間勤務体制については、防災上の観点からも必要な配慮を行うよう従前から指導してきたところであるが、今後は特に次に示すところにより徹底を図ること。

(一) 夜間における所要配置人員

ア 夜勤・宿直に対する手当については、措置費上所要の予算措置を講じているので、この配置人員を目安とし所要の人員を配置すること。(別紙参照)

なお、この場合、各施設における入所者の状況、建物の構造、配置、立地条件及び消防設備等を総合的に勘案すること。

イ また、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設については、夜勤者(直接処遇職員)とは別に、宿直者を必ず配置すること。

ウ 現状において、直ちに夜勤・宿直に当たる職員の確保が困難な場合にあつては、例えば夜間宿直専門の者を雇い上げる等創意工夫することにより、入所者の処遇の低下を来たさないよう配慮しつつ、入所者の安全が確保されるよう夜間勤務体制の整備充実を図ること。

(二) 夜間における勤務形態

夜間における標準的な勤務形態として従来から施設の種別に応じて交替制・宿直制を指導しているので、原則としてこの勤務形態を確保すること。(別紙参照)

ただし、三交替制勤務の施設で、諸般の事情によりこれにより難しい場合にあつては少なくとも二交替制勤務(ただし、変則は除く。)は確保すること。

六 避難対策等について

(一) 有効な避難訓練及び職員の教育等

避難訓練は最低年二回以上実施することとなつていますが、この実施に当たっては消防機関の協力を得て行うよう努め、特に自力避難困難者の避難・救出訓練及び夜間における避難に重点を置いた訓練等実態に即した訓練を定期的を実施すること。

この場合、職員には消火訓練等も併せて行わせ、平素から消防設備等の操作について熟知させておくこと。

また、職員に対しては、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めるとともに入所者に対しても常日頃から防災に対する意識の高揚に努めること。

(二) バルコニーの設置

居室に接するバルコニーは、出火の際の避難場所として有効なものであるので、今後建設される施設については二階以上の部分に設置することが望ましいこと。

(三) 避難路の確保及び構造改善

入所者の避難又は搬送が容易に行えるよう避難路となるバルコニー等を含め床の段差、溝、急な傾斜をなくし十分幅員を確保するとともに、ゆるやかな傾斜の避難路を設けることや手すりを設置することについて十分配慮すること。

(四) 避難誘導設備の改善

視覚あるいは聴覚に障害がある者に入所する施設については、閃光型警報装置、点滅型誘導灯、誘導音装置付誘導灯等を施設の実態に応じて設置することが望ましいこと。

(五) 居室の避難階への設置促進

出火等災害発生時に避難が迅速かつ円滑に行えるよう、入所者のうち寝たきり等最も重度な者のための居室については、極力一階又は避難の容易な場所に設けること。

(六) 延焼防止及び防煙対策

今後建設される社会福祉施設については、延焼防止対策として間仕切り壁を防火上有効に小屋裏又は天井に達せしめるようにすること。また、防煙対策として防煙垂れ壁を設置することが望ましいこと。

七 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保について

(一) 近隣住民、近隣施設との協力体制

施設の火災においては、施設職員だけではその対応が必ずしも十分でない場合が多く、また、救助された者を一時的に収容する場所も必要であるため、近隣に所在する施設、病院等相互間の連携を図るとともに地域住民及びボランティア組織とも日常の連携を密にし、施設で行う避難訓練への参加等により施設の構造・配置、入所者の実態を認識してもらい、緊急の場合の応援、協力体制を確保しておくよう努めること。

(二) 消防機関等との連携

避難訓練の計画、実施等施設の防火安全対策に関して常時消防機関の指導を受けるなど連携を密にし、施設の設備、構造・配置、入所者の状況等についても十分な理解を得ておくよう努めること。

また、必要に応じ地域における福祉関係者等と消防関係者との連絡会議を設置することも検討すること。

八 その他

施設は防火安全対策に万全を期すことは当然であるが、万が一入所者に傷害、死亡事故が発生し、施設管理責任上損害賠償金を支払わなければならない場合に備え、各種の補償保険制度があるので、その活用についても検討すること。

(添付資料)

一 「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会」報告

二 消防庁通知

ア 「社会福祉施設等における防火安全対策について」

(昭和六二年九月一日付消防予第一六〇号)

イ 「消防機関へ通報する非常通報装置の取扱いについて」

(昭和六二年七月一四日付消防予第一一八号)

ウ 「点滅型誘導灯等の設置上の取扱いについて」

(昭和六二年二月一三日付消防予第二四号)

エ 「誘導音装置付誘導灯等の取扱いについて」

(昭和六二年一月一六日付消防予第八号)

三 建設省通知

「社会福祉施設等における防火安全対策について」
 (昭和六二年九月三日付建設省住指発第三〇二号)

(別紙)

1 予算上の夜間の所要配置人員(参考例)

施設の種類	宿直手当				夜勤手当			
	定員 50人	定員 70人	定員 110人	定員 140人	定員 50人	定員 70人	定員 90人	定員 110人
特別養護老人ホーム	1	1	1	1	2	3	4	5
養護老人ホーム	2	2	2	3				
身体障害者療護施設	1	1	1	1	2	3	4	5
重度身体障害者更生 援護施設	1	1	2	2				
重度身体障害者授産 施設	1	1	1	1				
視覚障害者更生施設	1	1	1	1				
聴覚・言語障害者更 生施設	1	1	1	1				
救護施設	1	1	2	2				
精神薄弱者更生施設					2	3	3	3
精神薄弱者授産施設					2	3	3	3
精神薄弱児施設					2	3	3	3
盲ろうあ児施設					2	3	3	3
乳児院					4	4	4	4